

国立大学法人大阪大学総長選考・監察会議（令和４年度第２回）議事要旨

日 時 令和４年１１月１０日（木）１３時００分～１４時３０分

場 所 大阪大学本部棟 ４０１ 会議室

出席者 （経営協議会選出委員）

生駒委員、金倉委員、黒田委員、蓮輪委員、村木委員
（教育研究評議会選出委員）
関野委員、竹村委員、深瀬委員

議 題

１．議事の公開の取扱いについて

事務局から、議事の公開の取扱いについて説明があり、審議の結果、①どのような意見があり、どのような経緯で意思決定がなされたかがわかるよう、議事の要旨ではなく、発言の要旨を記載すること、②各意見の発言者の氏名は記載しないこと、とする方針とし、次回会議までに規程改正案を作成の上、次回会議において決定することとした。

上記の審議過程における発言は次のとおり。

- ・国の審議会等は発言をそのまま公開しているが、それは学術の方向性などを検討する場であり問題はないと思う。一方で、本会議が扱う人事案件や総長の問題等に関する検討においては、ポジティブな意見やネガティブな意見、個人のキャラクターに至るまで様々な意見が出ることが想像され、発言をそのまま公開することは反対である。意見の要点を詳細に記載すべきであるが、誰がどのようなことを述べたかまで公開するとなると、特に学内委員については、不利益を被る懸念から活発な意見が出ないことが危惧される。
- ・予め定められた明確な選定基準やプロセスがあり、総長候補者の選考に客観性が担保されるのであれば、発言者の固有名詞や逐語の会話は必要なく、意見の中身が公開されれば良いのではないか。例えば２名の候補者がいる場合は、それぞれに対するポジティブな意見、ネガティブな意見いずれも公開し、最終的に会議体の総意としてこれを選んだということのプロセスがはっきり公開できれば良い。
- ・プラスの意見でもマイナスの意見でも、トップに立つ者にとっては今後良い方向へ向かうための大切な助言になる。誰が発言したかは必要ではない。
- ・（総長選考における意向調査の取扱いに関連し）経済界等での経験上、段階的に選考が進む中で前後の結果に違いが生じることは多々ある。意向調査における票の扱いを重視するなら重視するというルールが予め必要ではないか。例えば３名の候補者がいた場合、意向調査の結果３番目になった者は候補から外し、上位２名について総長選考・監察会議で選考するようなことが考えられる。
- ・法人化以降、総長選考の方法が変わってきた（総長選考規程第１２条第１項において、学内意向調査は総長選考・監察会議における選考の参考の一つとするものと規定されている）が、以前の総長選考では意向調査でトップとなった者がそのまま総長になっていた経緯があったこと、意向調査と異なる結果となってもその理由を公開するシステムになっていなかったことから、意向調査の結果と総長選考会議の結果に違いが生じた前回の総長選考では、学内からその理由の説明を求める声が生じたものである。

- ・ 前回は2回の補足説明を含め理由の説明を行ったが、実際の議論の詳細が全て落とし込まれた公開内容であるとは感じにくかった。プロセスとしては、予め議論を行い客観的な共通の評価指標を作成した上で、各委員はその15項目の観点ごとに各候補者の評価を実施し、最終的には全員で議論を尽くしその内容も踏まえ合計点の最も高い者に投票し決する形とした。また、意向調査の結果は、各自の判断で評価項目ごとに反映していったが、委員ごとに重視する観点は異なるため、その辺りが選考理由の全体的な説明に盛り込まれていないことが課題ではないか。
- ・ また、評価項目ごとに各自が付した総合点が公開されておらず、外部からはその差がどの程度であったのかもわからなかった。プロセスと結果、またその中でどのような意見が出たかは細かく公開すべきではないか。
- ・ 総長選考における要件設定をより明確にしておけば、この会議でどのような理由で選んだのか外部から見てもわかりやすくなるのではないか。
- ・ 国の方針として外部委員を入れた総長選考・監察会議で総長を決めることとなっているが、学内委員と学外委員とでイメージする総長像が違うこともある。最終的にはこの会議で議論を尽くして決定することであるが、学外委員も学内の意見を十分に聞き総長選考を行う必要があるのではないか。
- ・ 民間企業でも社外取締役を置くこととなっているが、業種業態に関わる風土や組織文化を知らないため、的外れな意見を言われることがある。その際に、社内の者から「自分たちの組織文化はこういうものである」という自由な意見交換を通じて目線を同じくした上で、社外の方の意見を吸い上げるプロセスが大事であると感じている。
- ・ 総長選考において、学外委員が各候補者の情報を得たり、コミュニケーションを取ったりする十分な時間が必要である。
- ・ 議事録は、議事の要旨ではなく個々の発言の要旨をきっちりと記載すべき。なお、発言者の氏名については、忖度や遠慮が出てしまうので伏せるのが適切ではないか。
- ・ 人事評価の際どいところを全て出すわけにもいかない場合もあるだろうが、疑念を抱かれないよう、どこまで公開するかの線引きは難しい。
- ・ 本日の意見交換を踏まえ、記名とはしないこと、議事要旨ではなく発言要旨としてこれまでより踏み込んだ内容とすること、どのような意見があり、どのような経緯で物事が決定されたか、外部から透明性をもって見えるようにすること、という点については意見が一致しているのではないか。
- ・ 重要な事項であり、本日欠席の委員もいるため、決定は次回会議で行うものとし、それまでに規程改正案も用意した上で、次回審議を行うこととしたい。

2. 総長の業績評価について

事務局から、令和4年度に実施する総長の業績評価（中間評価）について説明があり、資料2-2の3. 評価方法に、全学的な対話の促進の観点からの取組みについて総長からも説明を求める点を加え、資料のとおり実施することとした。

上記の審議過程における発言は次のとおり。

- ・ 業績評価にあたり学外委員はまだ学内の状況を詳しく把握できていないが、現在の学内の状況はどのようなものか。
- ・ 総長及び執行部が全教職員を対象に対話を行う場として「部局との懇談会」を実施

しているほか、「OU マスタープラン 2027」の実現加速に向けた様々なプロジェクトの学内公募があり、部局もそれに積極的に応募しているような状況で、総長選考の結果が出た直後は大変だったかもしれないが、今はとりあえずそのような形で粛々と動いている。

- ・「執行部の考え、ビジョンが学内にどのように伝わっているか」の点を監事に確認する事項として挙げているが、昨年の総長の業績評価の際に総長への要望事項として示したものであるため、具体的にどのようなことをしているか総長本人にも確認する必要がある。本人及び監事の両方から確認すれば、本人の努力と、客観的な意見が取れるため望ましい。

3. その他

- ・総長選考の在り方に関する課題について

事務局から、総長選考の在り方に関する主な課題と、そのうちの一つである総長の任期等の取扱いについて、その背景や具体の検討課題、他大学の状況等について説明があり、次回会議以降、改めて審議することとした。

次回は、令和5年3月7日に開催することとした。